

第1回意見交換会での意見に対する 具体的な改善活動について (試験研究用等原子炉施設)

令和4年12月15日

原子力規制庁 研究炉等審査部門

開催の趣旨

- ・ 第1回意見交換会（令和4年6月27日）では、3条改正に伴う追加要求及び申請書に追加となった事項について説明するとともに、3条改正に係る許認可にとどまらず、申請者が抱えている審査対応上の課題を聴取することを目的に、設置者との意見交換会を実施した。
- ・ 第2回意見交換会（令和4年12月15日）では、第1回意見交換会での意見に対する回答を行うとともに、3条改正での不適合事案を踏まえた改善活動の具体的な取組について説明し、意見交換を行う。また、設置者から寄せられた審査プロセスの改善に係るアイデアについて、意見交換を行う。

（参考）

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日）において、原子力規制庁から、3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動を報告しました。その中で、第1回意見交換会での意見の概要、当該意見を踏まえた改善活動について報告した。

第1回意見交換会での意見の概要（1 / 2）

【意見①】

試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類 1 1 ※¹については、具体的にどのような内容を記載すればよいかで悩んでいる。実用炉の記載も参考にしようとするが、かなり詳しく書かれているので、どの程度の内容を記載すべきかを相談させてほしい。

【意見②】

試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針※²について、当該方針の対象期間等を保安規定の中でどのように明確にすべきかを相談させてほしい。

※ 1 : 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第2条第2項第11号の規定に基づく「変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」

※ 2 : 試験炉規則第9条の2第1項の規定に基づく「施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき施設についての施設管理に関する方針」

第1回意見交換会での意見の概要（2 / 2）

【意見③】

試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針に関連して、保安規定審査基準※¹では「技術評価書」を添付することを求めているが、試験炉規則上、保安規定変更認可申請における技術評価書の位置付けが明らかでない。技術評価書は、申請とは別途、参考資料として提出するということがよいか。

【意見④】

運転開始の定義について、従来試験炉は文部科学省の事務連絡※²によって、初回の保安規定認可日で評価実施している。一方、発電炉は使用前検査の合格日を起点としているので、今後、使用前検査、発電炉と同じように使用前検査の合格日を運転開始30年の規定に統一してほしい。

※1：試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）

※2：「原子力施設の定期的な評価の実施について」（平成16年3月12日文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室）

意見①：設置変更許可（承認）申請の添付書類 1 1 について（1 / 2）

【意見①の概要】

試験研究用等原子炉に係る設置変更許可（承認）申請における添付書類 1 1 については、具体的にどのような内容を記載すればよいかで悩んでいる。実用炉の記載も参考にしようとするが、かなり詳しく書かれているので、どの程度の内容を記載すべきかを相談させてほしい。

【回答】

・3条改正※¹以降、設置変更許可（承認）をした実績がありますので、当該実績の添付書類 1 1 を事例集にまとめることを検討しています。（資料 1 - 2 参照）

・事例集（案）について意見がありましたらお願いします。

※ 1：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正（令和2年4月1日施行）。原子力施設に対して、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備を追加要求したもの。

意見①：設置変更許可（承認）申請の添付書類 1 1 について（2 / 2）

【参照条文】

○原子炉等規制法 （設置の許可）

第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

○試験炉規則

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

（変更の許可の申請）

第二条 （略）

2 法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。

十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

<参考>

○発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第13061919号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。

意見②：保安規定変更認可申請の長期施設管理方針について

【意見②の概要】

試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針について、当該方針の対象期間等を保安規定の中でどのように明確にすべきか相談させてほしい。

【回答】

- ・試験研究用等原子炉の関係では、これまで長期施設管理方針の策定又は変更に係る保安規定変更を認可していないため、試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針の策定又は変更の実績がありません。
- ・他事業の関係では、長期施設管理方針の策定又は変更に係る保安規定変更認可の実績がありますので、当該実績を事例集にまとめることを検討しています。
(資料1 - 3 参照)
- ・事例集 (案) について意見がありましたらお願いします。

意見③：保安規定における技術評価書の位置付けについて（1 / 2）

【意見③の概要】

試験研究用等原子炉に係る長期施設管理方針に関連して、保安規定審査基準では「技術評価書」を添付することを求めているが、試験炉規則上、保安規定変更認可申請における技術評価書の位置付けが明らかでない。技術評価書は、申請とは別途、参考資料として提出するというのでよいか。

【回答】

・参考資料（申請書の補足説明資料）として、技術評価書の提出をお願いします。

【解説】

・実用発電用原子炉においては、実用炉規則第9 2条第2項第2号の規定において、「保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、長期施設管理方針を策定又は変更しようとする場合にあっては、（経年劣化に関する技術的な）評価の結果又は見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない」ことを規定している。

（次ページに続く）

意見③：保安規定における技術評価書の位置付けについて（2 / 2）

（前ページから続き）

【解説】

- ・試験研究用等原子炉においては、同様の規定を試験炉規則では定めていないが、審査基準において、「試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類が添付されていること。」を求めています。
- ・上記審査基準に基づき、申請書の補足説明資料として、経年劣化に関する技術的な評価の結果又は見直しの結果の提出をお願いします。

意見④：運転開始の定義について（1 / 2）

【意見④の概要】

運転開始の定義について、従来試験炉は文部科学省の事務連絡によって、初回の保安規定認可日で評価実施している。一方、発電炉は使用前検査の合格日を起点としているので、今後、使用前検査、発電炉と同じように使用前検査の合格日を運転開始30年の規定に統一してほしい。

【回答】

・運転開始の定義について、これまで、「原子炉施設の定期的な評価の実施について」※¹（以下「文部科学省事務連絡」という。）で定める、「原子炉の運転開始後の経過年数の起点については当該原子炉に係る保安規定が最初に認可された日とする。」に基づき、定期的な評価を実施してきているものと認識しています。

※1：「原子力施設の定期的な評価の実施について」（平成16年3月12日文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室）

（次ページに続く）

意見④：運転開始の定義について（2 / 2）

（前ページから続き）

【回答】

・運用ガイド※¹の制定において、「なお、文部科学省事務連絡は、以後用いない。」とし、かつ、現在の運用ガイドにおいては、運転開始の定義の記載が抜けていることから、運転開始の定義が不明確な状態にあります。

・これまで、経年劣化に関する技術的な評価は、文部科学省事務連絡に基づき、保安規定認可日を運転開始日として評価してきたことから、運用ガイドにおいても、「原子炉の運転開始後の経過年数の起点については当該原子炉に係る保安規定が最初に認可された日とする。」ことが明確となるよう、運用ガイドを改正します。

※ 1：試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド（原規規発第1911131号。令和元年11月13日原子力規制委員会決定）